



補助金の申請

補助金を申請するときは、整備を始める前に、西国街道・本町地区まちづくり協議会に設置されている「まちなみ委員会」に事前協議が必要です。

事前協議後に、まちなみ委員会から承認を得た方は、三原市へ補助金の交付申請をしてください。申請書を受け付けた後、速やかに審査を行い、補助金の交付について決定します。

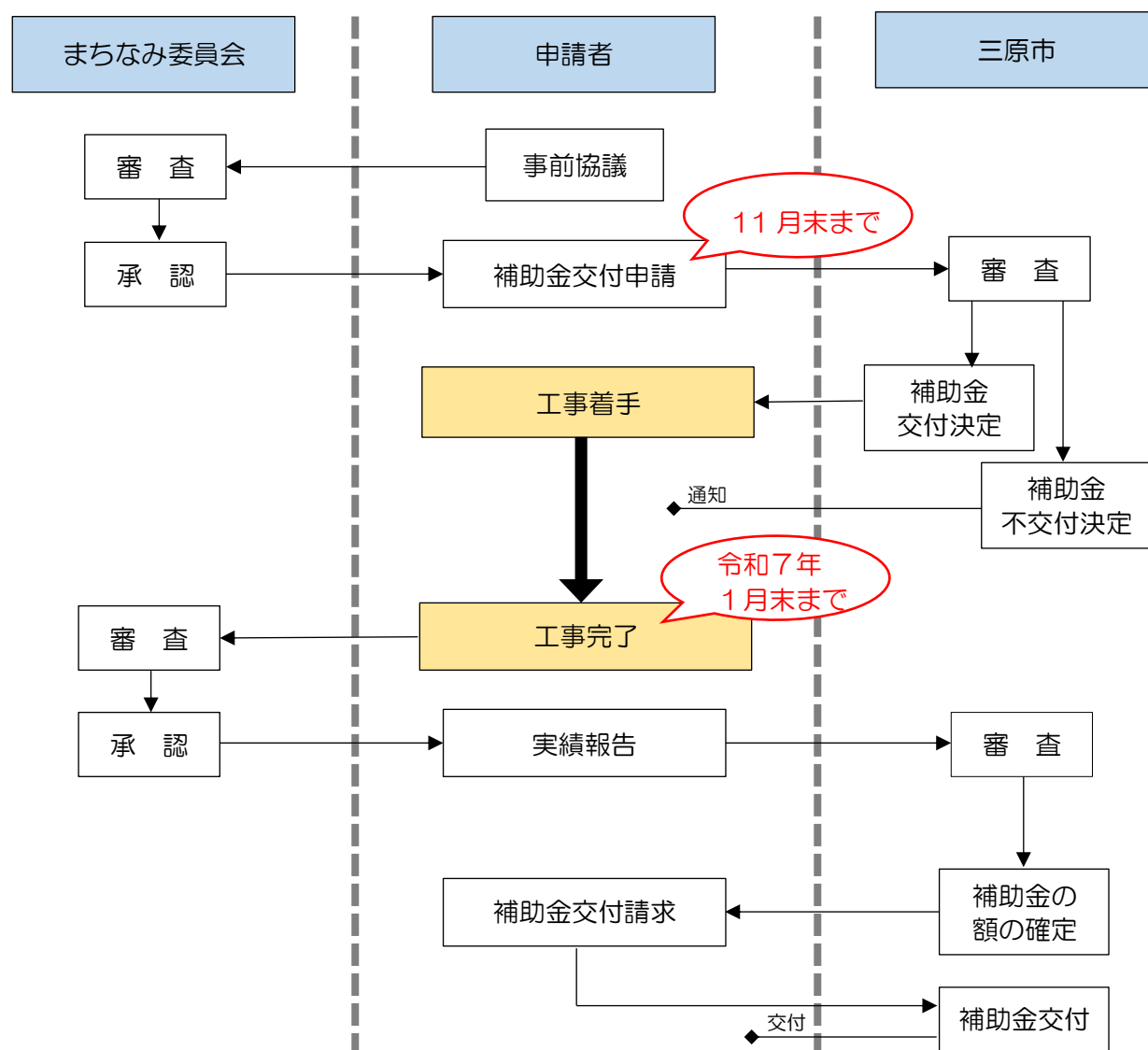
令和6年度は、**11月末までに申請をし、令和7年1月末までに工事を完了**してください。なお、市の予算の上限に達した場合は、今年度の申請は締め切らせていただきます。本制度は、次年度以降も実施する予定です。

詳しくは次の連絡先へご相談ください。

連絡先

- 三原市 都市部 都市開発課 計画係 Tel 0848-67-6113（宮岡・阿草）
- まちなみ委員会 Tel 090-8711-1355（篠原委員長）

補助金の申請から交付までの流れ



- ※ 補助金の申請後に、事業を変更又は中止する場合は、別途手続きが必要です。
- ※ 実績報告は、工事完了から31日以内または令和7年2月末までのいずれか早い日まで。

西国街道・本町地区まちなみ整備事業補助金 制度概要パンフレット

令和6年度
協定区域拡大版
【三原市作成】

住宅などの外観をガイドラインに沿って整備する方に三原市から補助金が交付されます。



西国街道・本町地区まちなみ 整備事業補助金の制度について

この制度は、本町地区の歴史的及び文化的資源を活かしたまちなみづくりを行うため、歴史文化と近現代の建築物等が共存又は調和をし、かつ、西国街道・本町地区まちなみづくりガイドラインで定めるまちなみづくりのルールに適合するように建築物等の外観を整える方に、予算の範囲内で補助金を交付する制度です。



補助金を受けられる人

次の①又は②のいずれかにあたる人

- ① 西国街道・本町地区まちづくり協定を締結している人
- ② ①が所有する建物等を賃借している人（①の同意を得ていること）

※ 市税の滞納や、暴力団または暴力団員と密接な関係がある方は申請できません。

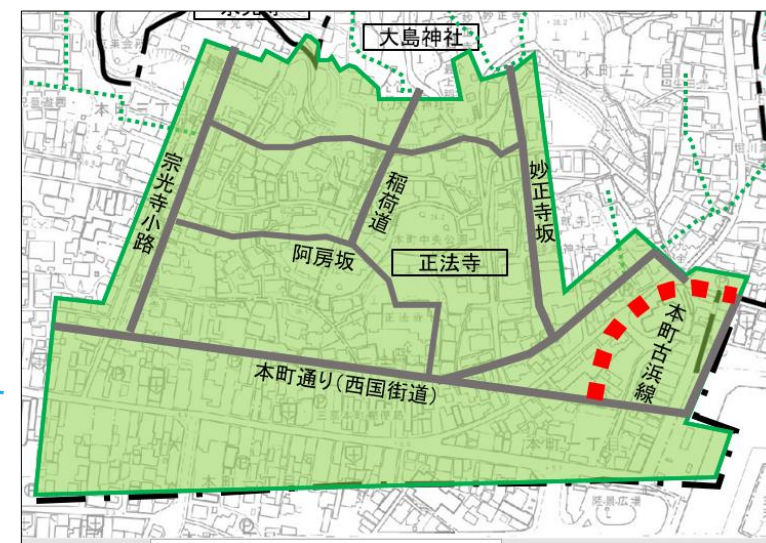


補助金の対象地域

補助金が交付される対象地域は、西国街道・本町地区まちづくり協定で定める「協定の区域」内です。

令和6年度は、7月2日付で、右図「協定区域図」のとおり、補助金を受けられる対象の区域（緑色）が拡大されました。

【協定区域図】



補助対象工事と補助金の額

整備の内容が、右表の①～④のいずれかに当てはまるときに補助金が交付されます。

補助金の額は、工事費の1/2の金額で、それぞれの項目毎に限度額があります。

整備の内容が、複数の項目に当てはまるときは、複数の項目を合わせて補助金が交付されます。

工事の項目

補助対象工事 (工事費又は原材料費)	補助率	補助限度額
① 建築物の改築又は修繕 ※ 外構部分を除く	1/2	300万円
② 外構の整備又は撤去 ※ 道路に面する部分のみ	1/2	25万円
③ 屋外広告物の整備又は除却	1/2	50万円
④ 建築設備の修景又は遮へい	1/2	10万円

補助対象工事のイメージ

①建築物の改築又は修繕

(補助率 1/2 補助限度額 300 万円)

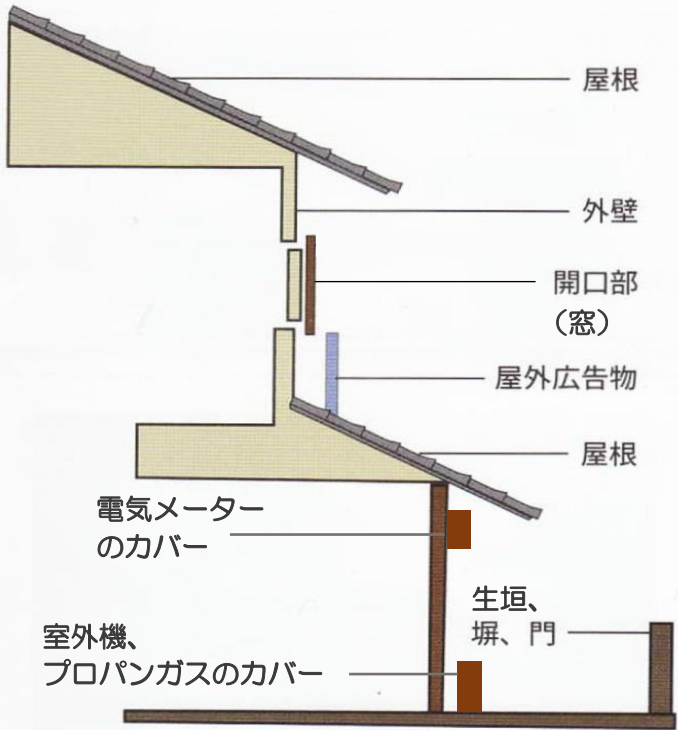
住宅などの次の箇所の整備をすること。

- 外壁…張り替え、重ね張り、塗装、補修
 - 屋根…葺き替え、重ね葺き、塗装、補修
 - 庇^{ひさし}…葺き替え、塗装、補修、設置
 - 窓・玄関…交換、補修、面格子などの設置
- ※ 新築や建替えのときは補助の対象外です。

③屋外広告物の整備又は除却

(補助率 1/2 補助限度額 50 万円)

お店などの看板を修理、撤去または新設すること。



②外構の整備又は撤去

(補助率 1/2 補助限度額 25 万円)

次の外構を修理、撤去または新設すること。

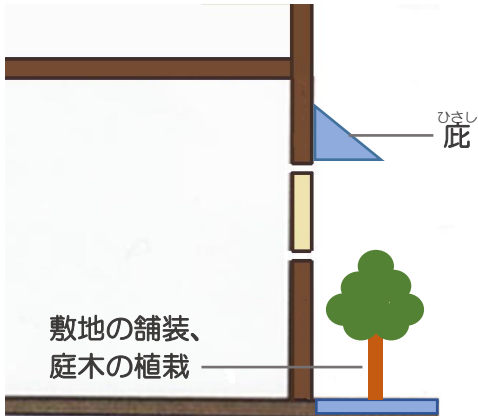
- 塀、柵、門または生垣など
(道路から目隠しになる外構)
 - 舗装、庭木(プランターを除く)
(塀、柵、門または生垣が無い場合)
- ※ 道路に面する部分のみが補助対象です。
(隣地との境界部分は補助対象外です。)

④建築設備の修景又は遮へい

(補助率 1/2 補助限度額 10 万円)

次の建築設備などの整備をすること。

- 室外機、プロパンガス、電気メーター…面格子やカバーの設置
- 配管や配線…移設やカバーの設置
- 雨樋…交換、補修、設置
- 郵便受け…交換、設置



- 注意** 『西国街道・本町地区まちなみづくりガイドライン』の「まちなみづくりのルール」に適合するように住宅などの整備をしてください。
- 注意** 補助金の交付は、同一敷地内で①～④の項目毎に1回限りです。ただし、過去申請した項目と違う項目の整備であれば、補助金の申請ができます。
- 注意** 外観の整備に要する、設計料を除く工事費(自分で整備する場合は原材料費)が補助対象です。内装工事は補助の対象外です。
- 注意** 整備後、10年間は管理・活用してください。10年以内に整備したところを改修などした場合は、補助金を返還していただく場合があります。

『西国街道・本町地区まちなみづくりガイドライン』
まちなみづくりのルール(抜粋)

※詳しくは、『西国街道・本町地区まちなみづくりガイドライン』を確認してください。
※令和6年度の補助金の対象区域(緑色の区域)は、まちなみづくりの軸となる区域です。

項目		ルールの内容	
建築物	色彩(色)	<屋根> 黒・灰・赤茶色(赤瓦)またはこれに近い色彩、及び彩度を抑制した色彩としましょう。 <外壁・開口部・玄関> 基調色は、無彩色(白・灰色・黒)または落ち着いた色彩とし、周囲の歴史的建築物と調和したものとしましょう。ただし、神社などで伝統的に用いられてきた色彩、自然素材を用いた素材色(木材・レンガなど)、無着色のガラスなどは除きます。	
	屋根	まちなみづくりの軸となる区域	○できるだけ勾配屋根とし、勾配は近くにある歴史的建築物との調和に努め、平入りを基本としましょう。 ○場所や敷地、希望する意匠によって、妻入りなどにする場合も、まちなみとの調和に努めましょう。
		その他の区域	できるだけ勾配屋根とし、近くに歴史的建築物(住宅)がある場合は、その勾配などとの調和に努めましょう。
	外壁(外観)	まちなみづくりの軸となる区域	○歴史的建築物は、往時からの形態・意匠の維持・修繕に努めましょう。 ○準歴史的建築物(外観が改変)は、可能な範囲で歴史的な形態・意匠を再現するなどして、改変される前の雰囲気になづくように努めましょう。 ○一般建築物は、周囲の歴史的建築物との調和に努めましょう。
		その他の区域	周囲の歴史的建築物との調和に努めましょう。
外構	開口部・玄関		○格子など歴史的な形態・意匠が残されている場合には、その維持・修繕に努めましょう。 ○歴史的建築物がもつ格子等の形態・意匠の活用にも努めましょう。
	塀・門等		○塀・門・柵を設ける場合は、まちなみとの調和に努めましょう。 ○建物敷地内に駐車場を設ける場合は、まちなみとの調和に努めましょう。 ○塀を新設・再整備する場合は、コンクリートブロックを使用しないよう努めましょう。 やむを得ずコンクリートブロックを使用する場合は、高さを低くし、防災性に考慮するとともに、表面に化粧を施すなどまちなみとの調和に努めましょう。
付属物等	屋外広告物		○原則、自己用または本町地区に関係するものに限ることとしましょう。 ○屋根(庇は除く)より上または屋上に設置・掲出しないうこととしましょう。 ○新設または更新する場合は、まちなみや周辺の景観に調和する材料・デザイン・色彩・大きさに配慮しましょう。 ○本町地区のまちなみや地域資源を案内・紹介する案内板・説明板等は、まちなみと調和するデザインなどとし、だれにもわかりやすく、統一感のあるものに努めましょう。
	設備等の修景		○空調設備やメーターボックスなどの設備について、道路など外部から見える部分は、色彩の工夫、格子による目隠しなどに努めましょう。 ○雨樋、その他の付属物は、建築物やまちなみと調和する色彩を基調とし、材料も検討しましょう。 ○郵便受けなどの付属物は、まちなみと調和するよう材料・デザインなどを工夫しましょう。
駐車場		視距の確保など安全面を考慮しながら、舗装・囲い・機器類などの修景に努めましょう。	